

新型コロナワクチン接種で保管期限を超えたワクチンを接種した事案について

今般、町内の医療機関1施設において、保管期限を超えたワクチンを用いて接種した事案（間違い接種）が確認されました。

今後、本町において被接種者に対する経過観察を実施するとともに、希望する方への抗体検査などの措置を講じることとしています。

1 事案の概要

令和4年2月接種分の予診票のチェック作業中に保管期限を超えたワクチンを用いて接種した疑いが生じたため、令和4年3月4日に本町から当該医療機関に問い合わせを行い、令和4年3月8日に医療機関から回答を得て、保管期限を超えたワクチンを接種したことが判明しました。

ファイザー社製ワクチンについては、本町からのワクチン配送後の医療機関における保管期限は、冷蔵状態（2℃～8℃）で31日間とされています。

一方、同ワクチンについては、令和3年10月22日付け厚生労働省事務連絡で、冷凍状態（-90℃～-60℃）での保管期限が6か月から9か月に3か月間延長されることが通知されました。

しかしながら、当該医療機関では、医療機関配送後の冷蔵状態での保管期限（31日間）が3カ月延長されたと誤認し、31日間を超えてワクチンを冷蔵保管した上で接種に使用しました。

2 間違い接種の内訳

接種を行った日	間違い接種の対象者
令和3年11月21日	11名
令和4年 1月 9日	6名
令和4年 2月 2日	3名

3 今後の対応

対象となった方（20名）については、本町から個別に連絡をしております。

今後本町において経過観察を実施するとともに、希望される方については抗体検査を実施するものとします。

現時点で、対象となった方について、健康状態へ影響があったものと認められる事案は確認されておりません。

4 再発防止策

当該医療機関に対し、本町から厳重注意及びワクチン配送の一時停止を行うとともに、ワクチン接種を行う町内の全医療機関に対し、ワクチンの適切な取り扱いについて改めて注意喚起を行いました。

【問い合わせ先】

鏡石町役場健康環境課

電話：0248-62-2115

FAX:0248-62-6019

メールアドレス：kenkokankyo@town.kagamiishi.lg.jp

担当：村岡、岩橋